

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 八房建設(株)

業者の住所 : 奈良県橿原市久米町697-3

2. 競争参加停止措置期間 : 平成28年3月8日~平成28年4月7日
(1か月)

3. 事 実 概 要 :

八房建設(株)は、近畿農政局発注の工事において、下請けの作業員が尾骨骨折等を受傷したことについての労働者死傷病報告書を提出していなかったとして、同社の使用人と下請けの事業主が労働安全衛生法違反により罰金20万円の略式命令を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

八房建設(株)の使用人が労働安全衛生法違反により罰金20万円の略式命令を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~13 略	
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
15 略	